

令和2年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月6日（金曜日）

10時00分開議

12時20分閉会

出席議員（10名）

1 番 議 員	竹 本 文 直	2 番 議 員	西 森 常 晴
3 番 〃	岡 田 良 成	4 番 〃	片 岡 智 準
5 番 〃	大 野 弘	6 番 〃	西 森 久 雄
7 番 〃	野 村 安 夫	8 番 〃	左 京 憲 昌
9 番 〃	藤 崎 源 彦	10番 〃	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大 石 弘 秋	副 町 長	片 岡 廣 秋
教 育 長	竹 本 雅 浩	総 務 課 長	片 岡 晴 彦
企 画 課 長	若 藤 美 紀	税 務 課 長	片 岡 博
町 民 課 長	津 野 彰	保健福祉課長	片 岡 明 徳
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒 木 紀 和	産業建設課長	片 岡 伸 二
会計管理者兼出納室長	下久保 幹 夫	教 育 次 長	古 味 実
仁淀総合支所長兼地域振興課長	坪 内 武 則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人
仁淀住民福祉課長	藤 村 信 介	池川地域振興課長	古 味 仁 志

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒 川 一 彦	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認を願います。

今議会において上程のあった議案第3号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法第243条の2第1項の規定に該当しているため、同条第2項の規定に基づき、監査委員の意見をお手元に配付しております。議案審議の参考としていただきますよう、お願いいたします。

これより日程に入ります。議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

議案第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終結します。

議案第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終結します。

議案第5号についての質疑を許可します。2番、西森君。

○2番 議員協議会の中で、3階のあったかふれあいセンターは別の場所に置いて、イベント等の控室に置いた方がいいんじゃないかと提案をさせてもらったんですけども、お聞き届けいただけるでしょうか。言いつ放し、聞きつ放しで終わるんでしょうか。どちらが答弁か、権限のある方に答弁いただきたいと思います。

○議長 執行部。竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの西森常晴議員の質問にお答えいたします。

今度改修いたします中央公民館の3階にあったかふれあいセンターを置くこととなりましたのは、検討委員会の協議の中で、今度の新しい施設は地域住民の交流等も図るような場にしたいということで、そういった意味であつたかふれあいセンターを入れる方がいいんじゃないかと、望ましいんじゃないかというような議論がありまして、いろいろご意見をお伺いする中で、検討委員会の方であつたかふれあいセンターを施設の中に入れるということが話し合われて、その結果、3階にセンターを置くということになっており

ますので、新施設には、そういったようなことであったかふれあいセンターに入っていたきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 西森常晴議員の質問にお答えさせていただきます。

あったかふれあいセンターは旧とちの木園でやっておりまして、今、大崎地域集会所の方で運営をしておりますが、場所ということでいろいろ、保健福祉課でもどこにしようかということで検討させていただいた結果、中央公民館の改修に伴うことがございまして、教育長等にもお願いいたしまして、そちらの方でやっていただくということに決定をさせてもらっておりますので、福祉課といたしましても、今、教育長が述べられたとおり、中央公民館でやるのが一番ベストではないかと私の方は考えております。よろしくお願いします。

○議長 2番、西森常晴君。

○2番 後で結構ですから、審議員のメンバー表を公開してください。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終結します。

議案第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終結します。

議案第7号についての質疑を許可します。2番、西森常晴君。

○2番 過去にも奨学金を貸し付けていると思うんですが、今までの返済の実態をお聞かせ願えますか。

○議長 古味教育次長。

○古味教育次長 西森議員の質問にお答えします。

奨学金については、今、確認できているのは、1名残っている方がおります。それで、住所がわからないというような経緯がございまして、期間も相当期間過ぎております。今後、また不納欠損等の処理をしていきたいと考えております。

○議長 西森常晴君。

○2番 7条で連帯保証人ですが、2人ですけど、これを1人にできないものでしょうか。

利用がなくてもだんだん（聞き取り困難）と思うんですけども、ひとり親も大分ふえていますけども、なかなかお金の件で保証人をお願いするというのは、非常に困難が伴うものですが、お考え願えますでしょうか。

○議長 古味教育次長。

○古味教育次長 連帯保証人は現在2名となっておりますが、そのうち1名は保護者ということで、残りのもう1名は保護者以外ということで、今、設定をしておりますが、保証人と連帯保証人の違いからいうと、保証人の方は、債務者が余裕があるような方、返済能力があるような方であった場合には、保証人はその債務者に払ってねというようなことが言えるような立場でございます。

連帯保証人については、債務者に返済能力があった場合でも、連帯保証人は返済しなくてはならないというような規定がありますけれど、連帯保証人が1人であっても、特に問題はないのかもわかりません。また県の方とか、いろんなところに問い合わせをしてみて、1人でも可能ということであれば、また検討していきたいと思います。

○議長 10番、若藤敏久君。

○10番 大変残念ながら、我々の年になったら連帯保証人になれんのよね、年齢がオーバーして。

ほんで、これは、財源は全て仁淀川町の財源なのか、あるいは県から補助金をもらってしよるんかということが1点と、仁淀川町の財源であるならば、連帯保証人の年齢も、もう少し考えたらええんじゃないのか。

わしも72、もう73やけど、この間、めいっ子が言うてきて、「年が足りやあ、なっちゃんけんど」言うたら、やっぱり「おんちゃん、いかんいうて言われた」いうて、我々では保証人になれんというようなハードルがうんと高いような感じがありますんで、ご答弁願えますか。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの若藤議員のご質問にお答えいたします。

奨学金の方は、特に県、国とかの補助金とかいうものは入っておりませんで、町の財源になっております。

それから、連帯保証人の年齢制限とかいう部分につきましては、おっしゃるように今後、検討はしていかなければならないかなと思っておりますので、また検討させていただきたいと思います。

○議長 10番、若藤君。

○10番 77歳ぐらい、具体的に、75ではちょっとすぐだけど、まだ元気なもんですき、我らも月々1万ぐらい返していくんかな、二、三万ずつ返していくんかな、それぐらいのもんやったらと思いますけど、「おんちゃん、いかんいうて言われた」というときには、これはわしらも人間も死ぬるばあになってくるき、もうちょっと我々もそこら辺のことを、影響力出したいんで、ひとつお考えをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終結します。

議案第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第8号の質疑を終結します。

議案第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第9号の質疑を終結します。

議案第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終結します。

議案第11号についての質疑を許可します。質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終結します。

議案第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第12号の質疑を終結します。

議案第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終結します。

議案第14号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。4番、片岡智準君。

○4番 このシェアオフィスというものについては、シェアオフィスはたしか指定管理に

ということで前回の議会でやられ、そして今回の議会で今度は町がやるというようなことなんですけども、掃除したりとか、いろいろとそういったことを町ができるのか。

後にも話をしますけども、きのうも副町長が言っていましたけど、アウトソーシングが非常に多くなって、町が管理すると言いながら、実際は別の方に、いわゆる指定管理ではないけども、個人にお願いして、アウトソーシングみたいな形での委託というのがされているというのが実態ですけども、これは実際、これから町が本当に管理されるのか、そのあたりだけをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長 若藤企画課長。

○若藤企画課長 片岡智準議員の質問にお答えします。

これから町の方が管理をいたします。清掃の部分だけ委託をしたいと考えております。

以上です。

○議長 4番、片岡智準君。

○4番 清掃についてだけということは、清掃というのは日々、毎日せないかんことなんですけども、頼んで1週間に1回とか、そんなようなことでやったら、町が管理するという、清掃というのは毎日、皆さんの家の中でも1日1回、大抵しているんじゃないかと思っています。清掃業務というのは特に、こんなコロナがはやっている時代のことですので、こんなときに1週間に1回とか、2週間に1回とかいう感覚では、正直に言ったらきれいにならず、私も今回の指定管理の関係で宝来荘に行って、ひどいもので、できたときから現在までの数十年間、掃除は1回もしてない、油が重なり、その上にホコリが積もりみたいな、厚さ1cmに近いようなほこりが積もっているんですよ。そういうのが実態ですので、やはり清掃業務ということは毎日ということで考えていただきたいんですけど、そのあたり、どうですか。

○議長 若藤企画課長。

○若藤企画課長 その部分につきましてですが、今現在、3社がそこに入っています。3社が入って、部屋数としては4部屋を使っています。だから入っている、入居している方にも、やはり使っている以上は掃除もしていただきたいと考えています。

そこで足りない部分、共有部分とか、できない部分を清掃でお願いするということに考えておりますので、委託する部分については週に1回から2回程度ということにはしていますが、入居者にも協力はしていただくという形でいきたいと考えております。

以上です。

○議長 8番、左京憲昌君。

○8番 シェアオフィスは名野川小学校なんかも該当になるんですか。そしたら、名野川小学校なんかが該当になるという、去年の7月ごろですか、多分、初めて施設の整備が終わって契約した、その契約内容も今度、4月から変わると。そのときには掃除のこともありました。それから、電気、水道、ガス、そういうものの支払いをお願いしなくちゃならないからということでしたが、そういう支払いの事務も役場が直でやるということですか。そうすると、予定の金額はどれぐらい下がるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長 若藤企画課長。

○若藤企画課長 水光熱費は役場の集中会計の方に入ります。

清掃委託の方ですが、今まで指定管理でお願いしていたときは58万1,500円でした。今度、清掃管理の方は年間20万ということをお願いいたします。38万ほど下がっております。

また、これは日誌をつけていただくとか、掃除の記録なんかも見まして、できたかということにもさせていただこうと思っています。

以上です。

○議長 8番、左京君。

○8番 確認しておきますが、入居者が自分で掃除するのは当然だと思うのと、それこそまた、入居した方が、他の方が入り込んで掃除をするというのはすぐわないケースも多々あると思うんですが、入居者が掃除を、清掃をするということになった場合には、金額にちゃんと反映されるんですね。

○議長 若藤企画課長。

○若藤企画課長 全体的に入居者にもお掃除はしていただきますが、どうしても手の届かないところ、それから共有部分、そして抜かっているところなどもありますので、これは別に委託をしようと思っています。この部分につきましては、また外部から入りますと、鍵の問題とか、いろいろ出ますので、入居されている方に少しお渡しはして、余分にしていただくということを考えております。

以上です。

○議長 9番、藤崎君。

○9番 管理者が町長になるということですが、施設の見回りとか、そういった管理状況の確認というものは職員が定期的に行うものかどうか、それだけお願いします。

○議長 若藤企画課長。

○若藤企画課長 この条例の中にもありますように、町長が担当の者を決めるということができるといことが、たしか文言の中にあったと思います。それで、担当課としまして、企画課の方が定期的にも見ますし、入居者の方の状況も確認したいと思っていますので、定期的に行くようになると思います。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第14号の質疑を終結します。

議案第15号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第15号の質疑を終結します。

議案第16号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終結します。

議案第17号についての質疑を許可します。質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第17号の質疑を終結します。

議案第18号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第18号の質疑を終結します。

議案第19号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第19号の質疑を終結します。

議案第20号についての質疑を許可します。8番、左京君。

○8番 この件については、以前に建設課長の方に、積算の根拠は、ベースは一緒なのかということでお聞きしましたら、違いはございませんということでしたが、議案第20号の問題にかかわっては、以前の仁淀がベースだったと思うんですけど、業者が100円の処理料を負担して、それから、そうでない、これにかかわらないものについては積算上、残土処理料が、結局予算の中に入っているということだったので、これは、課長、以前の説明が違っていましたね。そここのところの確認だけしておきます。

○議長 産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 左京議員のご質問にお答えいたします。

仁淀川町残土処理場の部分、高瀬の残土場の場合、後から立米当たり100円というものを業者さんの方に請求して、いただいていたということです。

○議長 左京君。

○8番 今申し上げたのは、100円は予算に計上されてない、いわば業者の自己負担で払っておったと。それから、その他の民間の残土場を使う場合には、残土処理料が積算の中に入ってあって、結局予算化されておったということで、私はそのところは違うでしょうと申し上げたんですが、違いませんということだったので、そのところは違いましたねということを申し上げております。

○議長 産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 左京議員の質問にお答えいたします。

そのとおりでございます。僕、ちょっと勘違いもございましたが、町内の部分については、残土料金を設計の中には含めておりませんでした。

○議長 よろしいですか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終結します。

議案第21号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第21号の質疑を終結します。

議案第22号についての質疑を許可します。質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第22号の質疑を終結します。

議案第23号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。3番、岡田君。

○3番 全体でいいですか。

それでは、63ページの総務費2款3目、まちづくり推進事業費、その中でもしもの郷の管理料ということで188万8,000円というふうに計上されております。前回の委託料を見れば100万ということですが、88万8,000円の増額に対しての内訳をお願いしたいと思います。

○議長 若藤企画課長。

○若藤企画課長 しもの郷ですが、この4月から、集落活動センターしもの郷という

ことになります。集落活動センターということで、今までのしもなの郷の宿泊施設、体育館だけではなく加工施設、そして夢の森公園、これはキャンプ場ですが、ここも含むようになりました。全体的にしもなの郷で指定管理を請け負っていただくということで、今まで夢の森公園につきましては産業建設課の方から公園管理の方が出ておりましたが、その部分を含めまして、この金額になっております。増額をしたところはございません。産業建設課で支払っていた部分をまとめて、ここから出すということになりました。

以上です。

○議長 岡田君。

○3番 話は大体わかりましたけども、その内容の内訳、今まではこういうことで100万であったと、88万8,000円はこういうことでふえたという内訳をお願いしたいと思います。

○議長 若藤企画課長。

○若藤企画課長 今、ここでは資料がありませんので、改めて後ほどお知らせするということが構いませんでしょうか。

○議長 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。4番、片岡君。

○4番 5款の農林水産業費の関係の、89ページの報償費を中心的に、関連で何点か聞かせていただきます。

まず、1点目の報償費で、ことしは529万2,000円、金額的には計上されておりますが、要は、これは農業総務費というところの農業に対する経費の関係で、89ページの報償金は有害鳥獣捕獲買上金498万という数字、これにはことしから課税をするというように聞きました。しかし、そしたら、次の90ページの5款農林水産業費の中の農業総務費の中で、負担金補助及び交付金というところの中に鳥獣被害対策総合補助金というのが89万4,000円計上されております。ということは、これも課税対象になるのか。

その次の5款、同じ農業振興費の18の補助金・負担金、中山間地域等直接支払交付金1,349万8,000円、こういう農業政策のために使われておるお金が、報償金だけは課税し、その他は補助金という名目ですれば課税対象にならないのかということがまず1点目で、もし課税対象になるということであれば、これも有害鳥獣とかいうような買上金という名

目にせずに、農業施設費の農業経費という形で、これも補助金という形の名目にすれば課税対象にならないのか。

といいますのは、ことしからこの498万というお金を計上して、イノシシ、あるいは猿や鹿やらハクビシンやら地熊やらと、いろいろな鳥獣対策を進めていく中で、とっていただいた方が苦勞して、いろんなことに工夫をされてやっておられるんですよ。そんな中で、試行錯誤をしもってやっていって、そういう金は一切対象にならんけども、イノシシを持ってきたりしたらお金を支払うという報償金と思うんですが、こういう金額の、そのときだけは税金取りますよって、そんなことをやったら、仁淀川町はおろか、ほかも一緒かわかりませんが、とる人がいなくなりますよ。そこのあたりをどういう判断でことしから課税をされるのか。

そういうことが、例えば、そしたら、1匹たまたまハクビシンをとって、第1種の狩猟資格を持っておられる方がとって、そして、その人が何がしのお金をいただいたら、基本的に税金というのは、1件でもお金をいただいたら確定申告しなければならない。その金額が一定金額以下やったら税金はかかりませんよと、しかし基本的には申告する、これが義務だと思っています。

そこのあたりのことを踏まえて、1匹でも鳥獣をとったら、確定申告をせんでもええ人まで、せないかんようなことになるんか、非常に、ことしから新たにそういったことをされるそうですけども、そこのあたりを、えらい急なことやけども、一応答えられる範囲で、現時点ではお答えいただきたいなというふうに思います。

これは産建になるのか、税務課長になるか、わかりませんが、しかるべき方に回答していただきたい。

○議長 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。片岡税務課長、答弁。

○片岡税務課長 ただいまの片岡智準議員の質問にお答えいたします。

ご指摘のように、鳥獣対策買上金は課税対象となってきます。これは国の所得税法によりまして雑所得と決められておりまして、これに対しましては課税対象ということになっておりますので、買上金によりまして収入がありましたら、申告の対象となります。それに対しましては当然、必要経費というのが認められておりまして、わな代でありますとか、

それから見回りをしたときのガソリン代であるとか、作業服代、保険料とかも含めまして、その他もろもろの必要経費が引かれて、その残り、売上金から必要経費を引いた、一般的に言ったらもうけです、その部分に対しましては課税対象となってきます。

ただ控除額、基本、38万円とか、そういった基礎控除なんかもございまして、それを上回ったら税金を払わないかんということになってきております。当然、中山間直接支払交付金の補助金も、交付金も課税対象となってきまして、収入金額に対して必要経費を引いた残りは、もうけの部分です、その部分については課税対象となってきます。

少額でも確定申告しなければならないかということですが、一般的に給与所得なんかがある人は、20万円以下でしたら確定申告の必要はございません。

以上でございます。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 片岡智準議員の質問にお答えします。

中山間直接支払制度、これは各協定団体に対して、役場の方からはお支払いをしております。各協定団体から、加入者の方には団体から支払われるという、また団体でのいろいろな、草刈りとか、そういうものに対しても補助金の対象となっておりますので、個人1人当たりの支払い額というふうになると、20万以上というような方はございません。

また、鳥獣被害対策総合補助金でございますけれども、これは新規狩猟者の免許等を取ったときに対する補助金でございますので、これは課税対象となってございません。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。片岡智準君。

○4番 ということは、鳥獣総合対策というのは、こういった補助金の場合は課税対象にならないということであれば、このほかの補助金やらなども全て対象になって、それぞれ申告をされてるのかなと思ひまして、というのは、非常に多くの補助金やら、そういった制度があつて、その制度の補助金を、実態としたら、個人でいただいているよりは組織としていただいているという場合が非常に多くて、その実態はなかなかつかめんのではないかなという気がします。

しかし、こういった場合の報償金というような形でやったら、個人の方が来たら、そして特定ができるから、そういう取れる者からは取るけども、非常に曖昧な取れない者からは取れないということであれば、鳥獣対策のためにイノシシやら、いろいろとっていただける、もしこれが全町にこういったものをとったら、今度は持っていったって全て税金

の対象ですよと言ったら、ほんなら1匹、実際、税金を入れたら幾らになるかみたいな話になってきて、そういうことが先行してしまうと、本当に仁淀川町から鳥獣がいなくなるということはまずなくなって、鳥獣天国になる。

そんなことにならないためにも、何らかの措置でこれを、名目的にいけるのであれば、買上金とかいう名前にせずに、そういうところを勉強していただいて、課税対象にならないような手だてを、今すぐ返答は要りませんけども、考えていただきたい。

そうせんと、仁淀川町には、ほかの地域のことはわかりませんが、鳥獣がそこら、ここらにおるようなことになってくるんじゃないかなというふうに思います。たまたま幸いてとった人もおるやろうけども、届けもせんと。きのうも左京議員が質問をしていたけど、勝手にそこら辺に埋めている、それを今度は猫が掘ったり、いろんなことをやって、またそこからいろんな病気が発生する。とにかく、いいことって余りありません、そういう埋葬は。したがって、この対策の補助金の中で、全てについて、わかる者からは取るけど、わからん者からはどうしようもないみたいな、そういうことのないように、いま一度、検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 片岡副町長。

○副町長 ただいまの片岡智準議員のご質問にお答えします。

買上金、また補助金という名目のことで、課税対象になるか否かということでございますが、基本的にというか、大原則としまして、課税対象は所得に対してかかるものでございまして、収入は収入として全て、補助金であろうが何であろうが、収入になります。団体であろうが個人であろうが、収入になります。

それから支出を差し引いた、先ほど税務課長が申し上げたもうけ、残金があれば、それは所得となりまして、この所得に対してそれぞれの課税がされると。この所得が課税対象でございますので、買上金、補助金、名称はいずれにいたしましても、収入として計上すべきものでございますので、この点はご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長 片岡智準君。

○4番 ということは、単純に考えて、お百姓さんがいろんな補助をいただいて、もうけを出したら税金があるけど、もうけさえ出さな税金は払わないっていう理論でいくようになるわけですか、最終的には。実に頑張れば頑張るほど税金をようけ払う、実際にもうけ

が出れば支払いをせないかんでしょうけども、さほどのもうけもないけども、だから、一定の限度額を決めて課税はしないと思うんですけれども、もうけが出ればお百姓さんは、さほどのもうけもないのに、正直に言いましたら、何をやってるんやわからんようなことになるような気がします。そこのあたりのことをもうちょっと考えるべきではないかなというように思います。

いずれにしても、確かに収入があったら、それに対してもうけが出ればかかる、もうけが出なければかからない、だからそれを経費で相殺しなさいというような、理論的なことはわかるんですけれども、やはり仁淀川町全体のお百姓さんのために的にも考えれば、やはりそのあたりは、一行政でできる問題ではないと思いますけれども、税の方でそういった仕組みは、そういうことになっておるのであれば、いま一度、一考の余地があるんじゃないかなというように思います。

きょうの質問はこれで終わります。

○議長 執行部はよろしいですか。片岡副町長。

○副町長 税の問題は、所得があれば、国税、地方税、ともに所得に対して課税をするということでございますので、これはなかなかいかんともしがたい部分でございますので、ご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。大野弘君。

○5番 先ほど岡田議員の方から、しもなの郷の分の増額が88万8,000円というようなお話を聞きました。それは除草代が、除草の分が入っているということでございましたが、昨年度の公園管理の除草委託1,190万ほど、そして今年度、公園管理費の除草委託料1,225万1,000円。これは増額になっております。どこかが、88万はしもなの郷の委託料へ行つて、その88万以上、100万ちょっと増額になっておりますが、この内訳はどういうようになっているのでしょうか。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 大野議員の質問にお答えいたします。

昨年、夢の森公園トイレ付近除草という部分を公園管理費で20万組んでおりました。ことしはその分を削除しておりますので、大野議員が言われた一千何百万という、あれは、また別の公園、引地公園とか桜公園とか、そういう部分の除草委託料です。

単価は変わらずの部分で、昨年は消費税の関係で8%と10%を分けてしておりました。

ことは全部10%で計算しておりますので、増額となっております。

○議長 ほかに質疑はございませんか。岡田良成君。

○3番 教育費の中で、全体でということでお尋ねしたいと思います。

これは予算に直接関係ないんですけれども、今般の、今、コロナウイルスということで、大変世の中を騒がせております。そういう一環として、仁淀川町の教育委員会としての取り組みについてお伺いしたいと思います。

コロナウイルスの感染も突然、内閣総理大臣の方から全校休校ということで打ち出されて、仁淀川町の教育委員会も、あるいは関係する方については、大きな戸惑いがあったんじゃないかなと思います。

その中で、今、教育委員会が、はや差し迫っている卒業式の問題、そしてまた学童保育の問題等、いろいろ検討していると思いますけれども、その中身について、どういう検討をされておられるか、今後の計画といたしますか、検討課題がありましたら、ぜひこういう計画をしておるんだということの細部の説明をお願いしたいと思います。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの岡田議員の新型コロナウイルス関係のご質問にお答えいたします。

皆さんもご存じのように、国は、子供たちや教員が長時間集まる学校での感染リスクに備えるために、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまで臨時休業とするように対応を要請するという考えを示されました。

これに対しまして、高知県教育委員会は、3月2日から3日は長期の臨時休業に向けて、児童生徒への家庭学習や生活指導に充てる期間として、3月4日から春休み開始までを臨時休業とすることを各市町村の教育委員会へ依頼されたところです。

このため、仁淀川町の教育委員会としましては、校長会と協議の上、県の対応を受けまして、3月4日から春休みに入るまで、町内全ての小中学校を臨時休業といたしました。

なお、卒業式につきましては、参加者の精選や時間の短縮、マスク着用等の感染予防のための措置など、万全を講じた上で予定どおり実施することとしておりますけれども、来週早々に校長会がございますので、その場で詳しいことは決定をされることになると思っております。

それから、放課後子ども教室につきましては、学校が臨時休業となります期間については、もちろん土日は除きますけれども、午前8時から午後5時30分まで開所するようにし

ております。

それから、保育園については、保護者が働いている場合には、家に1人で置いておくことのできない年齢の子供が利用する場でございますので、春休みも利用する場でもありますし、通常から春休み等はございませんので、学校とはまた少し違う場ということでもあることから、感染の予防に留意した上で、原則としては開所するというようにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 岡田良成君。

○3番 今、教育長から詳しいご説明があったように思います。3月9日に学校での話し合いをするということで、卒業式の内容についての話があるんだろうと思いますけれども、今一番心配されているのは、休校のときに家庭学習ということでお話もありましたけれども、全国的なニュースを見たら、学校の教室を使って、ある勉学をとらすというふうな話も聞いております。

そしてまた、学童保育については、今までは学校が済んでから6時ごろまでというのが原則だったと思いますけれども、今の話の中では8時から5時半までと、こういうことでございますが、この中で学童保育の経費の問題、あるいは問題があると思いますが、学童保育に対しての補助金といいますか、経費の問題についてはどういうふうにお考えをしているか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの岡田議員のご質問にお答えいたします。

学童保育の時間を延長して、長期休みと同じ取り扱いで開所することといたしました。その経費につきましては、現在、国の方もさまざまな、コロナウイルスに対応する経費については一定の措置をしていただけるような話も出ておりますが、具体的な内容は決まっておりません。本町としましても、そういった国の対応、県の対応があるようであれば、そちらの方に補助金等の増額を求めてまいりたいと思います。

ただ、先ほど申しましたように、子供の受け皿がない場合は、働く家庭はやっぱり困ることになると思いますので、そういったことも含めて緊急的に子ども教室を開かせていただいているという状況でございますので、どうしても、どこからもそういう支援がないということになれば、町長とも話しておりますけれども、町費で賄う必要があるだろうということにしております。

○議長 岡田良成君。

○3番 今の学童保育については、国、県からの補助金があれば町の方からと、こういうふうな話がありました。私、いろいろお話を聞いていく中で、やはり共稼ぎ、あるいは母子家庭と、大変生活に影響があるというふうなお話も聞いてまいりましたが、ぜひとも国、県の補助金がない場合については、町費の方から緊急な対策を講じるということで、ぜひともお願いしたいということで質問を終わります。

○議長 ほかに質疑はございませんか。左京憲昌君。

○8番 確認をお願いしたいんですが、54ページ、説明欄の一番最後、集落支援等、これは区長、地域長の費用でしたか。それで、去年の同じ経費の計上は報酬でやられていて、地域長報酬が569万2,000円、区長報酬が1,513万円、それよりも下がっていますが、どこか地域が連合できたのか。

それと、仁淀は以前から地域長というものの、最初のうちは区長だったと思うんですが、地域長という制度があって、根づいていますが、結局、地域長の職務というか、委託をする中身というのは明確になっているんでしょうか。今現在、区長も自前では持てないところ、自前では持てないというのは町民でない人をお願いしているというような状態もあるということですが、そういう問題も、これは区長を選ぶより、地域長をお願いするのは、また難しい問題になりやあせんかと思うんですが、そのところを、今すぐでなくても結構ですので、区長、地域長をお願いする職務の内容というのを明確に示していただきたいと思います。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えいたします。

まず、区長、地域長の経費についてですが、前年度より下がおる理由についてということで、先ほどおっしゃられましたように、今年度から、報酬の方から変わって、委託の方で行うということにしております。

年間等につきましては、報酬と変わらぬ経費ということで、委託料の方に、現在ご指摘のありました金額を計上しております。

なお、その地域長、区長さんの方が出務する場合に、出務報酬という部分を見込んでおりました。この部分についても報酬の方では見ない形になっておりまして、同じ54ページの7の報償費の方に、地域長、区長謝礼というような形で、142万5,000円という部分を組まさせていただきます。

この部分について、先ほど言った昨年度との経費の差が出ております。また、区長の日

数等の考え方によって、金額的には昨年度と同額になってないかとは思いますが、そういうことでございます。

あと、区長と地域長の職務の差ということになりますが、区長さんの方、地域長さんの方、それぞれ今までは町の特別職非常勤職員でしたので、その中で区分して、地域全体をまとめて、地域を円滑にというような形で地域長さん、それで、区長さんの方は地区の中というような形で規定をさせていただいておりました。

今後、特別職非常勤職員から離れて委託というような形になりますので、その委託する内容等を決める要綱等で同じような職務をお願いするというような形で行いたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。10番、若藤敏久君。

○10番 町長に1点だけお伺いしたいんですけれど、ことしの予算もいろいろ見てみると、工事請負費というのが大変多いもので、今後において、入札なんかもあるだろうと思うんですけれど、この入札について、僕らも思うし、業者もそう、誰が考えてもこれは入札というものじゃなしに、運がええ者がとるというくじ引きになってしもうとんよね、ここ何年も。

それで、ある業者は、「うちはめったに指名も入らんし入札もとれんから、もう下請で生きていくよ」と言うて、大豊から、本山から、あっちの方へ行って、下請ばかりをやりゆう業者もおります。中には、大きい業者は次から次へ、国の、国交省の指名が入り、県の指名が入り、町の仕事をとりというようなことで、だんだんだんだん豊かに仕事ができゆう、そういった業者もおります。それはやっぱり予定価格というものがあって、それを見て最低金額を決める、条例で85%に決まっとるから、予定価格が1,000万だったら、850万入れたら、みんなが850万で並んで抽せんということ。

これが今の現実なんですけど、こういうことにするのであれば、1点大きな問題ができてきたのが、私、ごみ処理だと思うんですよ。ごみ処理は、確かに金額にしてみたら3,500万、4,000万という大きい金額になっておりますけれど、これは3年間ですから、年間にしてみたら月々100万ちょっとぐらい。1,300万から1,400万ぐらい。これに対して、町内の大きな業者も小さい業者も全部こぞって参加して、6業者、7業者で最後は抽せん、それをとったら3年間ということになっておりますけれど、こういうふうな今の状況でやるのであれば、1年。もっと短くして1年に変えて、そうせんと、1年だったらみんなの

業者が出ていって、そして抽せんに合うかもわからんけど、ほんで、今現在、ごみの方を専門でやりゆう業者は3社、4社ありますけど、これはとれんかったから全部日雇いみたいなもんで、そないしよるんですよ。片一方では超A級がそれに参加して、とってやりゆう。

そういうようなことなんですけど、入札というのは町長の権限の範囲内で、今現在、85%からいうて、85%にせいでも、80%から85%というような感じ、あるいは83%から85%という形で感じでしたらというのは、これは個人的に僕が町長に言うたこともあるけど、それはそうだけど、今までやってきたけねやというようなこともありますけど、もうぼつぼつ切りかえないかん時期じゃないかと思うんですけど、そこら辺、どのように考えておられるのか、お願いいたします。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 若藤議員の質問にお答えしたいと思います。

入札制度、これはご存じのように予定価格があって、最低制限価格を設けることができるということになっておりますが、現在非常に業界も、いろんな面で厳しい状況もあって、やはり品確法というのもございます。そういったものから一定、今、歩切りをすることは余りよろしくない。やはり設計価格が出れば、それは基本的には予定価格、それで最低価格も年々上がってきておりますが、本町の場合は10分の7から10分の9という範囲で設けることができる形になっております。物によっては設けない場合もございますけれども、やはり品確法の関係もあって、一定設けていくという形をとっております。

ただ、現在、本町の場合は、委託は、測量なんかのコンサル業務については今現在のところ、設けてないのが現状でございます。10分の7から10分の9の間で設けるということが出ておりますが、そのあたりがやはり、業者さんもうちがそういう形で決めていると、10分の9を切ると、町の方で最高10分の9という範囲を決めていますので、もし私がそれ以外の下回った最低制限価格をとっていた場合には失格になるというようなこともあろうかと思っています。やっぱり業者さんも、なかなかうちの基準の最高のところで入れてくるケースはあろうかと思っております。そうすると、そこに一列に並ぶというようなこともございます。

県の中でも調査価格というのをそれぞれはじいてやっているケースもございますが、本町はそこまで、まだしてませんが、そのあたりをまた取り入れてやるという方法もあるわけでございますけれども、うちの場合は10分の7から10分の9の範囲で設けていると、

こういう現状でございます。

それを余り、全体的に今、調査基準価格というのも順次上がってきておりまして、もともとは、以前は3分の2から10分の8ぐらいだったのが、現在、かなり上がってきています。そういった状況にもございますので、今、若藤議員が言われた、どう設けるかについては、またこちらもいろいろ勉強はさせていただきますが、一応そういう形になっておるということをご理解いただきたいと思います。

○議長 若藤敏久君。

○10番 だから、10分の7から10分の9までということで決まっておるから、この工事は意外と価格の割に経費が要らんなと思ったら、10分の8から8.5ぐらいで、町長がやりゃあええけど、町長が入れるやつは全部10分の9を入れてしもうとるから、みんなが10分の9で抽せんになるんじゃないですか、なっとるでしょうということを僕は言いよるんで、そこを今考えていただけませんかということと言いよるんだよね。

それと、さっき言うたみたいに、ごみ処理なんかは、何で3年になったら用意がでкин、パッカー車とかいろいろ構えることはできないから3年ということになったんだけど、それはわかるんだけど、こればあみんなが出てきてしもうたら、3年に一遍の区切りへ向いて、その会社の命運をかけないかん業者が中におるわけ。中にはごみなんかとらいても、本当、国交省の指名に入っとる大きい業者もおるわけよ。そういった者が初めからごみ処理は1年でやって、月100万そこそこのことになるからいうて、大きい業者はのけておいて、小さい下っ端の業者ばかりでやらせるとかというような改革はできませんかということをお願いしよるので、そこ、ご答弁お願いします。

○議長 大石町長。

○町長 若藤議員の再質問にお答えしたいと思いますが、最低制限価格、これについてはまたいろいろ方法はあると思います。我々もこれはいろいろ検討していかなくてはならんと思っております。時代の流れに沿って、やはり他の自治体の状況も見ながら検討していきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、質問がございましたごみ処理の3年契約という、できるだけ一定期間まとめて効率的に、また業者も安定して運営できるようなことも1つは大事なことだと思っておりますが、確かに幅広くいろんな形で競争していく上では、1年という単年度の契約ということもあろうかと思っておりますが、そのあたりの含めて、いろんなほかの自治体もいろいろ検討してやってるんですが、町としても現在の3年ぐら

いの、以前は単年度でやっていたんですが、それをこうやって複数年にしてきたのは、やはりそういった効率的にある程度、委託を受けた業者がそれなりに安定して運営していけるというようなこともあって、一定の3年という期間をとっておりますが、このあたりもいろいろ意見があると思っています。

いろんな意見が出てくるわけですが、今の工事なんかでも、ある一定、単年度事業が今まで多かったわけですが、これは複数年の契約ができるような形になってきているような状況でございまして、それはなぜかといいますと、やはり業界の方が請け負っても、そこで安定して効率的に、また経費も比較的、コスト的にも安くいけると、こういうようなことで、そういった複数年契約というのが、今、出てきております。

そういった中でどういくかは我々も今後の状況を見ながら検討はしていきたいと思っております。いろいろいただいた意見は今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○議長 左京憲昌君。

○8番 今、若藤議員から提案がいろいろありましたが、私も以前に提案をしておりました。ポイント制を採用して、例えば同じ100万の入札をしても、この業者は仁淀川町に貢献があるやというようなポイントによって選別もできることを考えてほしい。今から検討していただいたら、若藤議員が言われたようなことも解決するんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしく検討いただきたいと思います。

○議長 大石町長。

○町長 左京議員の質問にお答えしたいと思いますが、左京議員からお話がありました、それぞれの地域貢献とか、いろいろあるわけですが、やはり経審というのがありまして、その業者にそれぞれ経審の審査の中で、そういった点数という、点数制度でも、ちゃんと各業界のそれぞれの企業の点数というものが出ておりますので、そういったものはランクづけをして、今、やっておりますので、当然それはそういった形で、誰でもという形でなく、それぞれ、その工事あるいは委託事業に応じた、一定ランクの者が参加できるという形になっておりますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにございせんか。

先ほどの若藤議員の質問の中で不適切な言葉があったように思います。それは「下っ端」という言葉なんですけども、訂正をお願いできませんでしょうか。

それでは、文言の訂正については議長に委任されたと理解します。よろしくお願いします。

暫時休憩します。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議案第23号の中での岡田議員の質問、集落活動センターの件について補足説明がありますので、若藤企画課長より説明をしていただきます。若藤企画課長。

○若藤企画課長 岡田議員の質問にお答えしたいと思います。

しもなの郷の指定管理料180万8,000円の88万8,000円分ですが、夢の森公園、これがキャンプ場、そして駐車場、そこから下までずっと今、広がっています。そこで除草代として30万、駐車場、夢の森公園のトイレの電気代として15万6,000円、トイレくみ取り検査料として1万8,000円、浄化槽の管理委託31万4,000円、消耗品費として10万、これで88万8,000円となっています。加工場の方は入っていません。

○議長 議案第24号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第24号の質疑を終結します。

議案第25号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第25号の質疑を終結します。

議案第26号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第26号の質疑を終結します。

議案第27号についての質疑を許可します。質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第27号の質疑を終結します。

議案第28号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村議員。

○7番 昨年の12月から、この件に関しては質問させていただきましたが、令和3年度から10年間で総額約10億円を投じ、水道工事の更新を始めるとのことですが、何とか計画倒れにはならないか心配でございます。ほんで、前倒しでやってもらいたいと思います。机の上に座ってるだけ、椅子に座っているだけではなく、なるべく動いてもらって、計画でなしに、どんどん前に進んでもらいたいと思います。

そう言いますのは、私ごとではありますが、昨年夏にメーターから、自分くの家の水道のメーター、それから家まで漏水が始まりまして、修理いたしました。約10万円要りました。このようなことがどんどん進んでいくと思います。ほかの地域、地区、8配水区全てなるべく早く、老朽化がどんどん進んでいくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 野村議員の簡易水道施設の耐震化並びに基幹改良について、もっと前倒しで取り組むことができないかという質問についてお答えさせていただきます。

町民課としても、老朽化していく施設を早期に改修していくのは大変重要なことだと考えておりますが、やはり昨日の答弁でも申し上げましたように、限られた財源の中で基幹改良事業、総額10億円程度を考えておりますが、そういった中で国の補助などを活用するためには、国庫補助の要望スケジュールというのがございまして、今年5月に県の方に概算要望を行いまして、11月に本要望を県に行います。それで、その要望に対して、来年の4月に、その事業計画に対して国の内示が届くといったスケジュールになっておりますので、早く取り組みたいのはごもっともな話ではございますが、その辺のご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 野村議員。

○7番 どんどんこれから給水人口が減ります、みんなこれはわかっておると思いますが。ほんで、料金は上げる、上げないの問題ではないんです。減ってきたら必然に上がるんです、料金は。そういうことを考えていただき、対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 野村議員の再質問にお答えします。

今議会で提出させていただいております経営戦略にも書かせていただいておりますが、野村議員のおっしゃるとおり、利用料収入は確実に目減りしてまいります。こういった対策を行うには収入も確保することが必要ですし、国の補助を活用することも必要です。そういったことを、10年とは言わず、令和30年に向けてシミュレーションなども行っています。20年先、30年先のことを言うのはどうかとは思いますが、そういった未来展望も踏ま

えて料金をどのようにしていくか、何年かに1回、見直しを図りながら簡易水道の公営企業化に向けて進めてまいりたいと考えています。ご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長 野村議員。3回目です。

○7番 いつもの執行部の答弁で大変でございますけど、何とか前倒しをしてもらいたいと思いますが、本当にこれから先、大変になってまいります。特に坂本地区の場合は、空中に排水管が飛んでいます。これを直すといったら多分、また大変になってまいります。地区、地区の状況も考えてやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。大野議員。

○5番 116ページの水道管理委託料、1,940万ぐらいございますが、この管理委託料はどのような内容でしょうか。委託料の中に緊急時の分の取り扱いも入っておるのでしょうか。なかなか対応が十分でないような気がするんですが、その点について伺いたします。

○議長 執行部。津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 大野弘議員の水道管理委託料についてご説明いたします。

これは令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、1年間にわたる契約ですが、保守点検業務といたしまして、週に2回点検を行います。取水施設の目詰まりの有無、清掃、滅菌施設、そういったものの塩素とかの補充とか、機械の動作確認、異常の有無、ろ過池であります、ろ過速度の確認、調整、ろ過池清掃、配水池は構造上、機能上の異常の有無、一部清掃も行います。

続きまして、除草作業ですが、年に3回の除草作業を行います。検針は月に1回です。

水質検査は専門技術者の分析が月1回、毎日の水質検査、これは塩素の濃度とかにもなりますが、365日、毎日になります。

それと、配水池の清掃が年に1回、それから、滅菌器分解清掃は年1回行っています。それから、日常パトロールは週2回、仁淀支所の関係は1回となっていますが、それと、森の中央簡水はろ過膜の施設の膜モジュールの更新と、そういったことを実施しております。

以上でございます。

○議長 津野課長、緊急時の件が抜けていると思うんですが。今、大野議員から質問があった、緊急時の対策は大丈夫かという。

○津野町民課長 失礼しました。答弁、抜かりがございました。

緊急時の対応、水位の低下とか、そういう電気計装設備が入っているものは、異常が発生しますと、職員のスマホに警報が入ってきます。入っていない場合も、日々、管理の業者から情報をいただきまして、漏水箇所があるとか、そういった部分につきましては、職員と連絡をとって、休日夜間等、職員とその業者がともに連絡をとり合いながら対応しております。

そういった中で、どうしても早急な復旧が見込めないときは、地域の方に連絡を差し上げまして、最悪の場合は給水車を水が使えない地域に職員が持って行って、家庭用の給水を行うといったことを実施しております。

以上でございます。

○議長 大野議員。

○5番 漏水とか、そういう場合に本当に住民の方で困っておるような場合もございます。そういうときに即対応してくれる業者でなくてはならないような気もしますが、そういうときに緊急的に地元の業者等、便利よく利用しておるようでございますけれども、できるだけ、そういう管理委託をしておる業者に即対応していただけるような体制づくりは必要だと思うんですが、その点についてお聞かせください。

○議長 津野町民課長。

○津野町民課長 大野議員の再質問にお答えさせていただきます。

漏水等の状況にはよりますが、業者等出払っていた場合とか、いろんな場合を想定しまして、この場合は地元の水道布設業者を緊急に雇うとか、そういった対応をさせていただいておりますので、住民の皆さんにご迷惑のかからないように、今後も連絡をとりながら体制の構築に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第28号の質疑を終結します。

議案第29号についての質疑を許可します。左京憲昌君。

○8番 水道も火の車で大変なことになっておりますが、農集排も分担金及び負担金、それから使用料、それで1,000万にしかならないが、片や支出では事業費が3,800万、これはどうしようもない状態になっているので、早く今後どうするのかということを定めて、取り組んでもらいたい。後ろへこかしやあこかすだけ大変なことになりやあせんかと思いま

すが、そのあたりは、執行部はどのようにお考えでしょうか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 左京議員の質問にお答えしたいと思います。

今ご指摘がございましたように、町としても、農集の今後のあり方、これについても、当然考えていかなければならないと考えております。

現在、簡水に取り組んでおりますけれども、農集も同じような状況で、やはり利用者数が、世帯数が減ってきております。そういった中で、今言われたように、非常に運営が厳しい状況になってきておりまして、これについても、やはり特別会計として、健全な運営を目指せるような形を目指していかなければならないと思っております、そういった中で今後、また将来に向けたビジョンも描きながら、しっかりと対応していきたいと思っております。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第29号の質疑を終結します。

議案第30号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第30号の質疑を終結します。

議案第31号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第31号の質疑を終結します。

議案第32号についての質疑を許可します。質疑はございますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第32号の質疑を終結します。

議案第33号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第33号の質疑を終結します。

議案第34号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第34号の質疑を終結します。

日程第2、これより討論・採決を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第3号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第4号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。よって議案第4号、仁淀川町学校教育施設整備基金条例については、原案どおり可決されました。

議案第5号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって議案第5号、仁淀川町交流センター設置及び管理に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第6号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第6号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整備に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第7号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第7号、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第8号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第8号、仁淀川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第9号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第9号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第10号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第10号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第11号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第11号、仁淀川町地方創生基金条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第12号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第12号、仁淀川町保健（福祉）センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第13号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第13号、仁淀川町高齢者総合福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第14号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第14号、仁淀川町シェアオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第15号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第15号、仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第16号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第16号、仁淀川町区長及び地域長設置条例を廃止する条例については、原案どおり可決されました。

議案第17号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第17号、仁淀川町行政不服審査会条例を廃止する条例については、原案どおり可決されました。

議案第18号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第18号、仁淀川町立中央公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案どおり可決されました。

議案第19号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第19号、仁淀川町内職センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案どおり可決されました。

議案第20号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第20号、仁淀川町残土処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案どおり可決されました。

議案第21号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第21号、令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）については、原案どおり可決されました。

議案第22号について、討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第22号、令和元年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議案第23号について、討論はありませんか。岡田良成君。

○3番 私は、この一般会計当初予算案に反対をするものでございます。中身については、詳細については先ほども質問してまいりましたけども、夢の森公園の88万8,000円、最後に正会で聞きたいと思いましたが、時間がなく聞けなかったことでありますけれども、説明をいただきました。

しかしながら、88万8,000円という増額について、私は納得がいきません。その意味で反対討論をしてまいりました。反対でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 ただいま岡田議員から、原案についての反対討論がありました。

賛成討論をされる方はございますか。西森常晴君。

○2番 先ほどの反対討論の理由について、真っ向から反対いたします。

仁淀川町の中で、指定管理で唯一、地域民が力を合わせてやっている成功例はしもの郷であります。これを否定する動議には反対、原案に賛成です。

○議長 続いて、反対討論はございませんか。ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって議案第23号、令和2年度仁淀川町一般会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第24号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第24号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第25号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第25号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算については、原案どおり可決されました。

議案第26号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第26号、令和2年度仁淀川町介護保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第27号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第27号、令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第28号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第28号、令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第29号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第29号、令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第30号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第30号、令和2年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第31号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第31号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託については、原案どおり可決されました。

議案第32号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第32号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更については、原案どおり可決されました。

議案第33号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第33号、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分については、原案どおり可決されました。

議案第34号について討論ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第34号、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別

養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分については、原案どおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査をすることに決定いたしました。

お諮りします。昨日の西森常晴議員の一般質問において、女性課長が2名といった発言がございましたが、教育次長も課長職でありますので、正確には3名となります。字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 0時09分 休憩

午後 0時20分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で本日の日程は終了いたしました。会議を閉じます。令和2年第2回仁淀川町議会議定例会を閉会いたします。

午後 0時20分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員